

栃木市消費生活審議会公募委員募集要項

1.趣旨

本市が策定した「第3次栃木市消費生活基本計画」に基づき、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費生活の安定及び向上に関する事項を調査審議する栃木市消費生活審議会委員を公募するもの。

2.役割（栃木市消費生活条例施行規則第6条より抜粋）

- (1) 栃木市消費生活基本計画に関して調査審議すること
- (2) 市長が、欠陥品商品等により生じる危害を防止するため当該事業者へ勧告したが、理由なく従わない場合で、その内容等を公表しようとするとき調査審議すること
- (3) 消費生活に関する事項で市長が必要と認めるもの

3.任期

令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年間

4.会議

会議は、任期中に年1から2回の会議を予定。なお、会議は委嘱後最初の会議を除き、会長が招集する。

5.報酬

月額4,000円（所得税を含む。交通費の支給はありません）

6.公募委員の募集内容

(1) 公募委員数

2名

(2) 応募資格

満18歳以上で市内に在住する方で、本市の消費生活に関心を持ち、平日に開催する会議に参加できる方（栃木市の他の審議会等の委員を2つ以上兼務している方を除く）

(3) 応募期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月10日（水）まで

(4) 応募方法

所定の応募用紙（別紙）に必要事項を記入のうえ、市民生活課あてに送付。
（直接、郵送いずれかで）

(5) 選考方法

「栃木市消費生活審議会公募委員選考要領」による。

選考結果は、後日本人あてに通知する。

申込み・問合せ先

〒328-8686 栃木市万町9-25

栃木市役所 生活環境部 市民生活課 市民生活係

TEL 0282-21-2121 FAX 0282-21-2678

Eメール simin01@city.tochigi.lg.jp